

□ 懲戒処分＜高停学・小中高訓告＞

対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる
- ② 指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する
- ③ 児童生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する

懲戒に関する法令

■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に
応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。



■学校種による懲戒の及び範囲■

校 種	退 学	停 学	訓 告
公立小・中学校	×	×	○
国・県・私立小・中学校	○	×	○
高等学校・中等教育学校	○	○	○

※「訓告」とは、校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること

① 問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる
- 当該問題行動等について、当該児童生徒・関係児童生徒から事実確認を行う
 - ・複数の教職員で行う。
 - ・当該児童生徒の思いや意見・弁明も傾聴する。
 - ・事実については、当該児童生徒・関係児童生徒に自書させる。
 - ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認する。
 - ・供述の強要や体罰等絶対に行わない。
- 当該児童生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う
 - ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聴く。
- 児童生徒が逮捕・補導された場合は、保護者・警察等と連携して対応する【「警察」参照】

② 対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

- 児童生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
- 校内規定等に基づき、処分を検討するとともに指導内容の原案を作成する

緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る
- 処分及び指導内容を決定する
 - ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
 - ・これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
 - ・処分等が単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮するとともに、立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
 - ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。
- 留意点
 - ・対応方針を協議する段階で、長期に渡って家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定までの時間をかけ過ぎない。ただし、処分決定までに時間を必要とする場合は、保護者の理解を求めた上で、若干の日数に限定して家庭に留め置く措置を行うことができる。なお、その日数は、指導方針が決定した後、停学の期間に含める。
 - ・処分が、機械的にならないよう、又、社会通念上、妥当なものとなるよう慎重に判断する。

③ 停学・訓告の通告

- 児童生徒・保護者に対して、校長が停学・訓告を通告する
- 資料をもとに、停学・訓告に至った経過・理由を明確に説明する
- 児童生徒・保護者の悩みや不安をしっかりと受け止め、指導・助言等を行う
- 児童生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する
 - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
 - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
 - ・必要であれば、再度、職員会議等で審議し、校長が最終決定する。

当日の手順

- 1 児童生徒・保護者来校
 - ・できるだけ他の児童生徒の目に触れない時間帯を設定する。
 - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 生徒指導主任または担任による来校依頼理由の確認
 - ・問題行動等の事実及び来校依頼に納得しているか、再度確認する。
- 3 校長による処分通告等
 - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
 - ・児童生徒・保護者を、長時間立たせたまま一方的な申し渡し等を行うことは慎む。
 - ・氏名確認、問題行動等の事実確認、処分の通告は起立して行う（ここまでは、できるだけ短時間で行う）が、児童生徒・保護者の弁明及び意見表明、処分決定の理由や今後の指導に関する説明等については、校長・児童生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 4 生徒指導主任・担任等による指導計画・内容等の詳細説明
 - ・上記の「3 校長による処分通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、児童生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。
 - ・停学期間中の指導方法（家庭謹慎とするのか、登校指導とするのか）については、家庭状況を十分考慮した上で計画する。

保護者への対応・姿勢

- わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える

④ 停学の解除

停学期間中の指導

- あらかじめ立案した計画に従って指導する
 - ・共感的な態度で、生徒が自己存在感等をもつように指導する。
 - ・問題行動等に対する指導はもとより、学習支援に十分配慮する。
 - ・停学期間中に定期考査・就職試験・大学入試等がある場合は、教育的配慮をもって対応する。
- 保護者と連携して、効果的な指導を工夫する
- いたずらに、停学期間を延ばさない

停学の解除

- 教職員全体で十分な討議をし、校長が決定する
- 生徒・保護者に対して、校長が通告する

当日の手順

- 1 生徒・保護者来校
 - ・できるだけ他の生徒の目に触れない時間帯を設定する。
 - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 校長による解除通告等
 - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
 - ・解除の通告は起立して行うが、今後の学校生活の在り方の指導等については、校長・生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 3 生徒指導主任・担任等による指導・励まし等
 - ・上記の「2 校長による解除通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。

保護者への対応・姿勢

- わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える

停学解除後の指導

- 解除後も継続的な指導・支援を行う
 - ・学校での生活の様子等について、保護者への定期的な連絡を欠かさない。
- 学習や部活動等学校生活に意欲的に取り組むよう、多くの教職員が声を掛けるなど、指導の充実を図る
- 進学・就職等の明確な進路目標をもたせる

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化・具体化
 - 〔「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんする」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような生徒を育てるか」を共通理解
 - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進

・毅然とした粘り強い指導

〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導

・生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底

□ 非行防止教室の開催

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。
＜文部科学省 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」2007年＞

□ 高中途退学

<問題行動等による自主退学勧告・懲戒退学>

対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる
- ② 指導を尽くしているか、「自主退学勧告」・「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する
- ③ 生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する

退学に関する法令

■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に
応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、(中略) 次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行
がうことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければ
ならない。

■山口県立高等学校等の管理に関する規則■

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証
人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出
させなければならない。

① 問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる
 - ・過去の指導事項や内容、保護者との連携状況、反省状況等についてまとめる。
- 当該問題行動等について、当該生徒・関係生徒から事実確認を行う
 - ・複数の教職員で行う。
 - ・当該生徒の思いや意見・弁明も傾聴する。
 - ・事実については、当該生徒・関係生徒に自書させる。
 - ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認する。
 - ・供述の強要や体罰等は絶対に行わない。
- 当該生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う
 - ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聴く。
- 生徒が逮捕された場合は、保護者・警察等と連携して対応する【「警察」参照】

② 対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
- 処分及び指導内容の原案を作成する

緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る
- 処分及び指導内容を決定する
 - ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
 - ・立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
 - ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。

「自主退学勧告」を決定する場合

- これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「自主退学勧告」以外に教育的な指導方法はないか、社会通念に照らしてもやむを得ないと認められるか、慎重に協議・検討する

「懲戒退学」を決定する場合

- これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、社会通念に照らしてもやむを得ないと認められるか、慎重に協議・検討する
- 「懲戒による退学」については、学校教育法施行規則26条第3項の各号に該当するか慎重に検討する
- 特に、同条第3項第一号における「改善の見込がない」ことが大前提となるため、「改善の見込」についてあらゆる事情や可能性を勘案して、慎重に検討する

□ 留意点

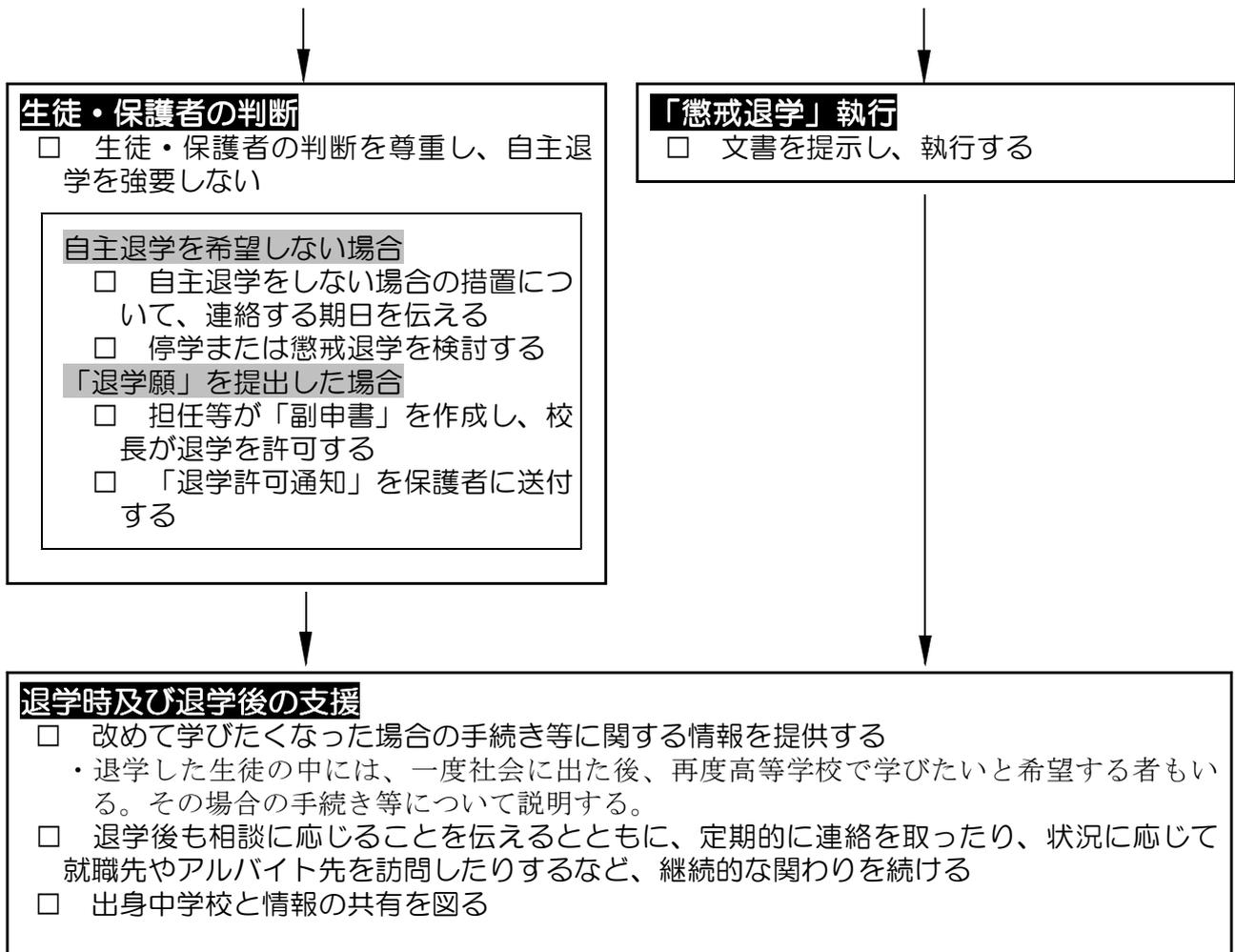
- ・対応方針を協議する段階で、長期に渡って家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定まで時間をかけ過ぎない。
- ・処分及び指導内容が機械的にならないよう慎重に判断する。

「自主退学」の勧告

- 生徒・保護者に対して、校長が自主退学を勧告する
- 資料をもとに、自主退学勧告に至った経過・理由を明確に説明する
- 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを説明する
- 自主退学勧告を拒否した場合の処分（停学または懲戒退学）を説明する
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する
 - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
 - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
 - ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる。
- 生徒・保護者の回答の期限を設定する

「懲戒退学」の通告

- 事前に教育委員会に相談する
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する
 - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
 - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
 - ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討する。
- 生徒・保護者の希望によっては、弁明及び意見表明のために、数日の期間を与える
- 生徒・保護者に対して、校長が懲戒退学を伝える
- 資料をもとに、懲戒退学に至った経過・理由を明確に説明するとともに、指導を尽くしたことを示す
- 懲戒退学は、生徒の法律上の教育を受ける権利を剥奪して学校外に排除する処分であり、自主退学と異なることを説明する



「体罰」に係る判例

生徒指導中生徒傷害致死事件（1996年6月25日 福岡高裁判決）

体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、教師の指導が困難を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならない。

【詳細】

被告人は、生徒の間で体罰を加えることの少なくない教師として受け止められていた事情が窺われ、平成7年6月14日にも、被告人が同校の一女生徒に対し教科書を持ち帰っているかどうかの確認をするためにカバンの中を見せろと行って追い回し、足を引っ張って階段を引きずり降ろす等の暴行を加えるという事件を起こしたことが認められるのに、また再び今回の事件を生ぜしめたものである。高校生に対する生活指導を含め教育の現場においては当然のことながら対象者の人格の完成度が低い故に多大の忍耐力が要求されることは多言を要しないところであり、生徒に対する懲戒権について定めた学校教育法11条がただし書で体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、問題

生徒の数が増え問題性もより深化して教師の指導がますます困難の度を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならないことはいうまでもない。ましてや、生徒が反抗的態度を取ったからと言って、教師が感情的になって暴行を振るうことは厳に戒められるべきことである。

体罰生徒慰謝料請求事件（1996年9月17日 東京地裁判決）

戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。

【詳細】

学校教育法第11条は、校長及び教員が学生、生徒及び児童に対して懲戒を加えることを認める反面、体罰を加えることを禁止している。戦前、わが国において、軍国主義教育の一環として、体罰を用いた国家主義思想の強制がなされ、これによって民主主義と自由な論議の芽が摘み取られていったのであり、その反省として、昭和22年に制定された右学校教育法により、教育の場において体罰を懲戒手段として用いることを禁止することとしたことは、当裁判所が改めて述べるまでもない歴史的事実である。しかし、戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。しかも、前記一認定の被告乙川の原告花子に対する体罰は、その態様を見てみると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかな優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である。

<生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」 2006年>

□ 高中途退学〈自らの申し出〉

対応のポイント

- ① 直ちに面談の時間をもち、生徒が思い悩んでいる進路について共に考える
- ② 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- ③ 担当が一人で抱え込むことなく、組織的に対応する
- ④ 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する

退学に関する法令

■学校教育法施行規則■

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

■山口県立高等学校等の管理に関する規則■

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出させなければならない。

① 初動対応

状況等の把握

- 直ちに面談の時間をもち、当該生徒から、下記の内容について聴き取る

- なぜ退学したいのか
- いつから退学を考えていたのか
- 保護者には相談したのか、保護者の賛同は得られているのか
- 退学後の具体的な進路をどう考えているのか
- 将来をどう見通しているのか
- 家庭環境（経済状況）はどうか 等

・生徒の考えを否定せず、悩みを受け止め、今後について共に考える。

- 欠席している場合には、家庭訪問等を実施し、直接話を聴く
- 生徒の面談後、直ちに保護者に生徒の現時点での考えや状況を話すとともに、保護者の考えを聴く
- 家庭において十分な話し合いをするよう要請する

② 対応方針協議

管理職（校長・教頭）への連絡

- 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（可能ならメモで）

関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
- 生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

③ 当該生徒・保護者への指導・支援

基本的な対応

- 組織的に対応する
 - ・担任等が一人で抱え込むことなく、管理職や学年主任等、他の教職員に当該生徒との話合いの状況を報告・相談し、助言を受けながら対応する。
 - ・副担任・部活動顧問・進路指導担当等、できるだけ複数の教職員が生徒と面談する。
 - ・生徒理解に基づき、学習・進路・生徒指導・部活動等様々な観点から支援する。
- 生徒の将来の自立を支援することを基本とする
- 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する
- 出身中学校と連携する
 - ・必要に応じて、生徒理解を深めるための情報交換や指導方法を相談し、退学しないよう説得を依頼するなど、緊密に連携する。

消極的な理由の場合

<怠学、経済的理由等>

- ・退学が本人のためにならない事例が多いことを踏まえて指導する。
- ・退学した後、自立(社会的・経済的・精神的)できるかどうかについて考えさせる。
- ・生徒自身が、明確な目的意識をもち、将来を見通した在り方生き方について考えることができるよう、学習・進路の両面から支援する。
- ・自己存在感や自己有用感をもつことができるよう、積極的な声掛けや指導に努める。
- ・経済的な理由による場合は、奨学金等についての情報を提供する。
- ・休学について検討する。

積極的な理由の場合

<将来に対する明確な展望>

- ・将来の明確な進路の展望(具体的な職業・進学先等)があり、保護者も合意・賛成している場合には、退学することも進路の一つの選択肢として尊重し、支援する。
- ・保護者と十分に話し合いを重ね、進路変更の方向性を整える。
- ・必要に応じて、進路変更先(希望する企業・学校等)の情報提供を行ったり、雇用主や新たな進学先の学校と連絡を取ったりするなど、積極的に支援する。

④ 退学許可

退学が許可されるまでの流れ

- ◆ 生徒または保護者からの退学の申し出
↓ **学校の対応①：慰留を第一に粘り強く対応**
- ◆ 保護者へ「退学願」を手交または郵送
↓ **学校の対応②：粘り強く慰留または退学後の進路相談**
- ◆ 保護者が「退学願」を提出
↓ **学校の対応③：本人の将来を最優先した情報提供や助言**
- ◆ 担任等が「副申書」を作成
↓
- ◆ 校長が退学許可
↓
- ◆ 「退学許可通知」を保護者に送付

退学時及び退学後の支援

- 改めて学びたくなった場合の手続き等に関する情報を提供する
 - ・退学した生徒の中には、一度社会に出た後、再度高等学校で学びたいと希望する者もいる。その場合の手続き等について説明する。
- 退学後も相談に応じることを伝えるとともに、定期的に連絡を取ったり、就職先やアルバイト先を訪問したりするなど、継続的な関わりを続ける
- 出身中学校と情報の共有を図る

□ 児童虐待

対応のポイント

- ① 子どもにとってはなほだ不適切な養育環境になっていないかどうかで判断する
- ② 疑わしいと感じたら、複数の教職員で確認する（早期発見の努力義務）
- ③ 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- ④ 抱え込むことなく、早期に関係機関（市町および児童相談所）に通告する（通告義務）
- ⑤ 疑わしい場合でも通告する（誤認であっても責任は問われない）
- ⑥ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

関係法令

■児童虐待の防止等に関する法律■（H12.11.20施行 H23.5.25最終改正）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 ……身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

二 ……わいせつな行為をすること又は……わいせつな行為をさせること。

性的虐待

三 ……保護者としての監護を著しく怠ること。

ネグレクト

四 ……著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、……著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第5条 学校、……学校の教職員……児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

■虐待の種類■

身体的虐待

打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコによる火傷 等

性的虐待

性的ないたずらやわいせつ行為、性的暴行、性的行為の教唆 等

ネグレクト

衣食住の世話をせず放置、重大な病気になっても医者に連れて行かない、家に閉じこめている、保護者以外の同居人が虐待などを行っているにもかかわらず放置している 等

心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、脅かしたり、無視したりすることにより子どもに心理的な傷を負わせる、子どもの目の前で配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる 等

保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合もあるが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要がある

① 発見のきっかけ

虐待を疑わせるサイン

- 児童生徒の状況
 - ・不自然な傷が多い、不自然な時間の徘徊が多い、衣服や身体が非常に不潔である、常に空腹状態である、体重増加が不良、傷や家族のことに不自然な答えが多い、性的なこと過度に反応したり不安を示したりする、理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い 等
 - ・転入生の場合は、転入前の学校から情報を得る。
- 保護者の状況
 - ・地域の中で孤立しており、児童生徒に関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい、児童生徒が怪我をしたり病気になったりしても医者に見せようとしにくい 等

初 期 対 応

② 初動対応

虐待の事実確認と通告までの流れ及び情報管理

- 1 虐待が疑われると感じた教職員は、担当教職員に相談する
 - ・生徒指導主任等、情報を集約する担当職員を決めておく。
- 2 担当教職員は管理職へ報告する
- 3 管理職は関係教職員（担任・部活動顧問・養護教諭等）に多面的な情報収集を指示する
- 4-1 関係の教職員で当該児童生徒を観察する。可能であれば、担任等、当該生徒と信頼関係がある教職員が状況を聴いてみる。ただし、必ずしも事実確認をする必要はない
- 4-2 不登校等の場合は、家庭訪問等を実施して、必ず当該児童生徒の状況を確認する
 - ・長期欠席もしくは断続的な欠席の場合は、保護者から明確な説明を求める。
 - ・病気の場合は、医師の診断を求める。既に通院している場合は、医療機関との連携をとる。この場合、医師の守秘義務に配慮し、直接訪問し事情説明を行う。
 - ・保護者が家庭訪問等を拒否するなど、当該児童生徒との面会を拒む場合は、「立入調査」の必要があるかどうか、児童相談所に相談する。
- 5 管理職（校長・教頭）への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任又は教頭等）
- 6 職員会議等で通告について審議
 - ・虐待の事実が確認できなくても、疑わしければ通告する方向で検討する。

通 告

- 管内の関係機関への通告（虐待の疑いがある児童生徒を発見したら、速やかに通告する義務がある）
 - ・学校（校長）から市町の福祉担当課及び児童相談所へ通告する。
 - ・緊急を要する状況（「いま危険」）があると校長が判断した場合は、所轄警察署への通報を優先する。
 - ・事実が確認できなくとも、疑われることがあれば通告する。
 - ・できるかぎり「通告書様式」を利用して通告する。【資料8】参照】

・市町の福祉担当課・児童相談所は、虐待している保護者等には通告者名を明かさない。

参照…山口県健康福祉部「みんなでネットワーク」2011年

速報及び保護者への支援

- 教育委員会への速報【資料6】参照
 - ・関係機関に通告した場合、必ず報告する。(電話やFAX等)
 - ・警察・報道機関が関係する(可能性がある)場合は、できるだけ早く報告する。
- 必要に応じて児童生徒・保護者への支援

③ 関係機関との連携

- 安全確認
 - ・市町と児童相談所は、通告後48時間以内に子どもの安全確認を行うので、要請があれば協力する。
- 「ケース会議」に出席
 - ・通告後72時間以内に開催されるケース会議(市町又は児童相談所が開催)に出席し、情報交換を行う。
 - ・ケース会議における対応方針・役割分担等、全教職員へ周知徹底する。
- 継続的な見守り
 - ・通告後も関係機関との緊密な連絡に努め、必要に応じて学校での様子を報告する。
 - ・関係機関と連携し、学校として支援可能な事柄に全力を注ぐ。
 - ・市町の主管する「要保護児童対策地域協議会」に出席し、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。
- 指針(※)に基づく定期的な情報提供
 - ・市町又は児童相談所の求めに応じて、定期的な情報提供を行う。

(※)「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」
(H22.3.24 文部科学省・厚生労働省通知)

中 期 ・ 長 期 対 応

当該児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・学校は、安心して生活できる安全な場所であることを伝える。
 - ・子ども自身の自己有用感を高める支援を行う。
 - ・よい行いや努力していることを認め、褒める。
 - ・虐待から身を守る方法を共に考える。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- 虐待を受けたために遅れた学習支援や基本的な生活習慣の確立等の自立のための支援
- 転校した場合は、転学先との情報連携

連携した対応・支援

当該児童生徒の保護者への対応

- 家庭訪問または保護者来校
 - ・担任や教育相談担当、スクールカウンセラー等による面談の機会を増やし、積極的に精神面でのサポートを行う。
 - ・信頼関係の構築を第一に考える。
 - ・当該児童生徒の行動や表現を理解できるように支援する。
 - ・関係機関等の情報を提供し、積極的に活用できるように支援する。

◆虐待が生じる背景例

- ・自尊心が低い、キレやすい、保護者自身の虐待経験、依存症他精神疾患 等
- ・育てにくい子ども、発達の遅れ、親子別々に生活し愛着不十分 等
- ・夫婦の不和、再婚による気兼ね、仕事や経済的問題、身内の援助が得にくい、社会的に孤立 等

再発防止に向けた校内支援体制の充実

- 児童虐待について全教職員の危機意識の高揚
 - ・早期発見・対応及び支援方法等、すべての教職員が適切に対応できるように研修の充実を図る。

「要保護児童対策地域協議会」について

要保護児童対策地域協議会とは、子どもの虐待、非行、障害などに対する支援を目的とした、地域の子どもと家庭に対する援助のためのネットワーク会議のことである。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年の法改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が明記された。

会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で援助が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した援助を行うことが可能となる。

<文部科学省「生徒指導提要」2010年>

児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ②

人間への基本的信頼の欠如

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない」「教員に心を開かない」「反抗的な態度を取る」「被害感が強い」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

<文部科学省「生徒指導提要」2010年>

□ 自殺予告<匿名の手紙が届いた場合>

対応のポイント

- ① 事実のみを正確に集約し、直ちに教育委員会へ連絡し、支援を要請する
- ② 全校児童生徒の所在（安否）を確認する
- ③ 原則として、児童生徒・保護者に対して予告内容を知らせるとともに、学校の対応や姿勢をはっきりと示す
- ④ 自殺予告者の特定に終始するのではなく、その生徒の命を守ることを最優先に考える
- ⑤ 常に最悪を想定し、全校体制で対応する

初 期 対 応

① 初 動 対 応

<自殺予告手紙の例>

「いじめられています。もう生きていくのが嫌になりました」

「運動会を中止しなければ死にます」

「今のクラスが大嫌いです。死んだほうがましです。前のクラスに戻してください」

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
 - ・いつ、どこに、どのように、宛名、第一発見者、（郵送であれば）投函場所等、分かっている範囲で、事実のみを正確に集約する。
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任又は教頭等）
 - ・協議の際は手紙のコピーを使う。（手紙の原本は、万一自殺となった場合、指紋の採取等警察の捜査に必要となる可能性があるため、できるだけ触れず、ビニール袋等に入れ保管する）
- 教育委員会への速報・支援要請【「資料6」参照】
- 警察への通報
 - ・教育委員会との連携のもと、躊躇なく相談する。
- PTA会長（副会長）への連絡

② 対 応 方 針 協 議

関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 児童生徒・保護者への対応等の原案作成

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
 - ・「命を守ること」を最優先に、全校体制で対応することを確認する。
 - ・自殺予告者の特定は、自殺防止が第一の目的であり、「本人探し」が目的ではないことの共通理解を図る。
 - ・様々な情報を一元的に集約すること、その担当者を確認する。
 - ・手紙をコピーした場合は、会議終了後必ず回収する。

- 気になる児童生徒についての情報交換・リストアップ
 - ・あくまでも可能性であり、絶対に決めつけない。

「筆跡鑑定」の実施

- 文字の特徴を整理する。
- 児童生徒の作文・提出物等、参考となる資料を用意する。
- 特徴ある文字ごとに担当者を決め、資料の中から似ている文字をピックアップする。
- すべての文字が該当する（可能性がある）資料から、児童生徒をピックアップする。
- 入学当初であれば、必要に応じて、出身学校と連携して対応する。
- 必要に応じて、警察署との連携も考慮する。

- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
 - ・行事等の実施・中止・延期等について検討する。

③ 全校児童生徒の所在（安否）確認

平日の場合

- 朝の会（SHR）で出欠・遅刻等の確認、気になる児童生徒のピックアップ
 - ・欠席・遅刻者について、直ちに保護者に電話連絡し、理由や児童生徒の様子等を確認する。（保護者に連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する）
 - ・欠席・遅刻者及び気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約する。
- 授業ごとに人員確認・集約
- 気になる児童生徒、保健室利用児童生徒等の観察
 - ・どんな些細なことでも、気になればその都度申し出るよう全教職員に徹底し、校長まで情報が集約される体制を構築する。
- 定期的に校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検

家庭への連絡

- 基本的には、自殺予告児童生徒がいることをはっきりと伝える方がよい（学校への信頼につながる）が、状況に応じて、十分協議した上で決定する
- 「いたずらかもしれませんが」との前置きや、「お宅のお子さんではないですか」などと疑う言い方は、絶対にしない
- 児童生徒の動揺を考慮して、自殺を予告した期日は知らせない

<担任等が電話で伝える場合の文例>

今日、学校宛に「死にたいです」という内容の手紙が届きました。命に関わることで、大変心配しています。また、同時に、この訴えを理解したい、力になりたいと考えていますので、この件について、すべての御家庭にお知らせしております。

今日は、下校前、子どもたちに、困っていることや悩みなどがあれば、先生や保護者に相談してほしいことを伝えました。

お子様の様子で、何か変わったことはありませんか？

今後も、注意深い見守りをお願いいたします。気になることがあれば、遠慮なく何でも御連絡ください。電話番号は・・・です。

（休日前の場合）なお、子どもたちのことが心配ですので、土・日曜日の両日、夕方から夜にかけて、また連絡させてください。

どうぞよろしく願いいたします。

休日の場合

- 全家庭に電話連絡
 - ・児童生徒・保護者両者と話し、様子を直接確認する。
（連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する）
- 気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約

直後に運動会等の学校行事がある場合

行事前日（運動会予行等）

- 朝の会（SHR）で出欠・遅刻等の確認、気になる児童生徒のピックアップ
 - ・欠席・遅刻者について、直ちに保護者に電話連絡し、理由や児童生徒の様子等を確認する。（保護者に連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する）
 - ・欠席・遅刻者及び気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約する。
- 定期的に人員確認・集約
- 気になる児童生徒、保健室利用児童生徒等の観察
 - ・どんな些細なことでも、気になればその都度申し出るよう全教職員に徹底し、校長まで情報が集約される体制を構築する。
- 定期的に校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検
- 必要に応じて、全校集会・学年集会等の実施

行事当日

- 朝の会（SHR）で出欠・遅刻等の確認、気になる児童生徒のピックアップ
 - ・欠席・遅刻者について、直ちに保護者に電話連絡し、理由や児童生徒の様子等を確認する。（保護者に連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する）
 - ・欠席・遅刻者及び気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約する。
- 朝の会（SHR）と並行して校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検
- 行事会場で再度点呼
- 点呼と並行して、校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検
- 定期的に校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検

初 期 ・ 中 期 対 応

④ 児童生徒への対応

- 全校集会・学年集会等の開催
 - ・座った状態で、事実を正確に、短時間（10分以内）で、年齢に応じた言い方で伝える。
 - ・児童生徒の動揺を考慮して、自殺を予告した期日は知らせない。
 - ・学級単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に教職員間で打合せを行う。

<校長・学年主任等が話す場合の文例>

今日、学校宛に「死にたいです」という内容の手紙が届きました。命に関わることで、学校では、皆さんのことを大変心配しています。また、同時に、この訴えを理解したい、力になりたいと考えています。

辛いことや苦しいこと、悩みは、誰にでもあるものです。そんな時には、すぐ先生やお父さん、お母さん、友だちなどに相談することです。決して一人で悩まないで、決して自ら命を絶たないでください。相談すれば、きっと真剣に話を聞いてくれて、心が楽になり、解決する方法が見つかると思います。学校は、皆さんの命を守ることを一生懸命考えていますので、この手紙のことについて、すべての保護者の方にも伝えることにしています。

なお、この件についての噂話や、手紙を書いた人を探すことなどは、絶対しないでください。先生方は、今日、夜〇時までには学校にいますので、何かあれば遠慮なく連絡してください。もちろん、それ以降でも構いません。

- 全員面談、個人面談、部活動面談（可能性が高い学年・学級・部活動、気になる児童生徒等）
 - ・気になる児童生徒のピックアップと見守り
- アンケート、悩み調査等の実施
 - ・気になる児童生徒のピックアップと見守り
- 自殺予告児童生徒の特定と自殺の防止
 - ・必要に応じて、保護者・友だち等に慎重に確認を取りながら、該当児童生徒を特定する。（決して追い詰めないこと）
 - ・該当児童生徒が認めた場合は、担任等信頼関係にある教職員を選定し、心のケアを行う。（必要に応じて、病院・関係機関等と緊密に連携する）
 - ・いたずらであった場合には、ことの重大さをしっかりと理解させる。

⑤ P T A ・ 保 護 者 へ の 対 応

P T A 役 員 へ の 対 応

- P T A 会 長 (副 会 長) へ の 連 絡 、 対 応 協 議
 - ・ 緊 急 P T A 役 員 会 開 催 の 必 要 性
 - ・ 緊 急 保 護 者 会 開 催 の 必 要 性
 - ・ 行 事 等 の 実 施 ・ 中 止 ・ 延 期 等 に つ い て の 検 討
 - ・ P T A に よ る 巡 回 ・ 登 下 校 の 見 守 り 等 の 必 要 性
- プ ラ イ バ シ ー に 配 慮 し つ つ 、 状 況 や 経 緯 を 時 系 列 で 整 理 し 、 資 料 を 作 成
 - ・ 手 紙 の コ ピ ー は 渡 さ ない。

保 護 者 へ の 対 応

- 保 護 者 宛 文 書 の 作 成

< 「 保 護 者 宛 文 書 」 文 例 >

保 護 者 様

平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ 立 △ △ 学 校
校 長 □ □ □ □

投 函 さ れ た 手 紙 に つ い て

平 素 か ら 、 本 校 教 育 に 御 理 解 、 御 協 力 い た だ き 誠 に あ り が と う ご ざ い ま す 。

ま た 、 ○ 月 ○ 日 (○ 曜 日) に 学 校 に 届 い た 「 死 に た い で す 」 と 書 か れ た 手 紙 の 件 に つ き ま し て は 、 保 護 者 の 皆 様 に 大 変 御 心 配 を お か け す る と と も に 、 様 々 な 御 配 慮 を い た だ き 、 心 か ら 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

学 校 で は 、 生 徒 の 命 を 守 る こ と を 最 優 先 に 、 直 ち に 全 校 集 会 、 学 年 集 会 、 学 級 会 を 実 施 し 、 こ の 訴 え を 理 解 し た い 、 力 に な り た い 、 決 し て 一 人 で 悩 ま な い で 、 先 生 や 家 族 、 友 だ ち な ど に 相 談 す る よ う 訴 え る と と も に 、 命 の 尊 さ ・ 大 切 さ な ど に つ い て 話 を い た し ま し た 。

ま た 、 保 護 者 の 皆 様 に 御 連 絡 を 差 し 上 げ 、 生 徒 の 安 否 を 確 認 さ せ て い た だ く と と も に 、 学 校 の 対 応 に つ い て 御 説 明 い た し ま し た 。

お か げ を も ち ま し て 、 ○ 月 ○ 日 (○ 曜 日) は 、 す べ て の 保 護 者 の 方 に 連 絡 が つ き 、 生 徒 全 員 の 安 全 を 確 認 し た と ころ で す 。

本 日 は 、 朝 、 欠 席 者 の 安 否 確 認 を し た 後 、 全 校 集 会 を 実 施 し 、 こ れ ま で の 状 況 説 明 と 命 の 尊 さ と と も に 、 辛 い こ と や 苦 し い こ と な ど 悩 み が あ る 時 に は 、 決 し て 一 人 で 悩 ま な い で 、 す ぐ に 周 り の 人 に 相 談 し て 欲 し い こ と な ど に つ い て 、 再 度 話 を い た し ま し た 。

そ の 後 、 全 生 徒 に 対 し て 、 困 っ て い る こ と 、 悩 ん で い る こ と な ど に つ い て ア ン ケ ー ト を 実 施 し 、 そ れ を も と に 、 本 日 か ら 、 担 任 が 全 生 徒 に 教 育 相 談 を 実 施 し 、 悩 み 等 の 把 握 と 心 の ケ ア な ど に 努 め る こ と と し て お り ま す 。

新 学 期 が 始 ま り 、 子 ども た ち も 不 安 定 に な り や す い 時 期 で す 。 学 校 で も 、 学 級 活 動 や 授 業 中 は も と よ り 、 休 み 時 間 ・ 部 活 動 な ど 、 す べ て の 活 動 場 面 に お い て し っ か り と 見 守 っ て い く こ と と し て お り ま す が 、 御 家 庭 に お か れ ま し て も 、 お 子 様 と し っ か り と 向 き 合 い 、 話 に 耳 を 傾 け 、 思 い を 受 け 止 め る な ど 、 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン を 深 め な が ら 支 え て い た だ き ま す よ う 、 お 願 い い た し ま す 。

ま た 、 お 子 様 の こ と で 少 し で も 気 に な る こ と が あ り ま し た ら 、 早 め に 御 相 談 い た だ き ま す よ う 、 お 願 い い た し ま す 。

今 後 と も 、 学 校 で は 、 生 徒 の 命 を 守 る こ と を 最 優 先 に 対 応 し て ま い り ま す の で 、 御 支 援 、 御 協 力 の ほ ど 、 よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。

- 緊 急 保 護 者 会 の 開 催 【 「 保 護 者 会 」 参 照 】

- ・ 開 催 の ね ら い を 明 確 に す る 。

⑥ その他

関係機関等との連携

- 警察との連携
 - ・積極的に情報を提供するとともに、校内での自殺が想定される場合は、パトロールを依頼する。
- SCとの連携
 - ・手紙が届いた後早い段階で連絡を取り、情報収集に努めるとともに、来校可能日時を確認し、必要に応じて支援を要請する。
 - ・児童生徒が特定された場合は、直ちに心のケアを依頼する。
- 必要に応じて、法務局・児童相談所等との連携

終息宣言

- 必要に応じて、全校集会及び保護者宛文書で説明・通知
 - ・いたずらであった場合を含め、今後、噂話等一切しないよう徹底する（二次被害の防止）。

中 期 ・ 長 期 対 応

再発防止に向けた校内体制の充実

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
 - ・AFPYなどの人間関係づくりのプログラムの活用
- 校内における教育相談体制の充実
 - ・児童生徒一人ひとりを多面的に観察する中で、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
 - ・きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。
- 学校体制の改善に向けた検討
 - ・行事の意義、運営方法等の検討
 - ・児童生徒の学校運営への参加方法の工夫



自殺直前のサイン：自殺直前のサインとは何でしょうか？

自殺の危険因子が多く見られる子どもに、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとしてとらえる必要があります。

たとえば、自殺未遂のあった後に「そういえば…、職員室前をうろうろしていたなあ」「ぼーっと、ひとりでぼつんとしていたよね」などと語られることがあります。これらは日常にありがちなことですが、背景に自殺の危険因子が重なっている子どもの場合には、言動の変化を注意深く見ていくことが必要です。

「自殺の直前にはどのようなサインが出てくるのでしょうか？」とよく尋ねられます。これまでに説明してきた危険因子を数多く満たしている子どもで、潜在的に自殺の危険が高いと考えられる子どもに何らかの行動の変化が現われたならば、すべてが直前のサインと考える必要があります。当然、直前のサインには危険因子と重なりあう点がたくさんあります。

なお、小学校低学年くらいまでの子どもでは、言葉ではうまく表現できないことも多いので、態度に現われる微妙なサインを注意深く取り上げる必要があります。（図表 2-6）

- ・これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ・注意が集中できなくなる。
- ・いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ・成績が急に落ちる。

- ・不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・身だしなみを気にしなくなる。
- ・健康や自己管理がおろそかになる。
- ・不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- ・自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ・学校に通わなくなる。
- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・家出や放浪をする。
- ・乱れた性行動に及ぶ。
- ・過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。
- ・自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

以上のサインの中には、子どもではそれほどめずらしいことではないと考えられるものもあるかもしれませんが、しかし、総合的に判断することが重要です。難しいことではありますが、子どもに関わる大人は子どもの変化を的確にとらえて、自殺の危険を早い段階で察知し、適切な対応ができるようにしたいものです。

図表2-6 自殺直前のサイン



対応の原則：自殺の危険が高まった子どもにどうかかわったらよいのでしょうか？

子どもの自殺の危険に対処するには、子どもたちがあらかず変化の背景にある意味のひとつひとつを丁寧に理解しようとするのが大切です。死にたいと訴えられたり、自分の身体を傷つけていたりすることがわかったら、それを決して軽視しないことです。信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出すことができません。子どもとの間に日頃から信頼関係が成り立っていることが大切です。また、自殺の危険の高い子どもを察知したということは、教師自身の危機を受けとめるアンテナが敏感であると同時に、子どもの中に「あの先生なら助けてくれる」という思いがあるからこそだと考えることができます。

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったとき、教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。

しかし、それでは、せっかく開きはじめて心が閉ざされてしまいます。自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のようなTALKの原則が求められます。

Tell：言葉に出して心配していることを伝える

例)「死にたいくらい辛いことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ」

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

例)「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

死を思うほどの深刻な問題を抱えた子どもに対しては、子どもの考えや行動をよし悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする必要があります。そうすることで、子どもとの信頼関係も強まります。徹底的に聴き役にまわるならば、自殺について話すことは危険ではなく、予防の第一歩になります。これまでに家族や友だちと信頼関係を持てなかったという経験があるために、助けを求めたいのに、救いの手を避けようとしたり拒否したりと矛盾した態度や感情を表す子どもいます。不信感が根底にあることが多いので、そういった言動に振り回されて一喜一憂しないようにすることも大切です。

Keep safe：安全を確保する

危険と判断したら、まずひとりにしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにします。

＜文部科学省 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 2009年＞

(URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

子どもの自殺への対応について

はじめに

自殺後の対応においても「自殺防止」が重要です。それは「第二の犠牲者を出さない」と言い換えることもできます。

【主な目標】

- 自殺者と関係の深い人が不当な罪悪感をもつことを防ぐ。
- 自殺予備軍（ハイリスク者）への悪影響を防ぐ。
- 特定の誰かに責任がなすりつけられることを防ぐ。

【初動での留意点】

- 校内であれば、現場での応急処置、目撃した子どもへの対応、保護者の問い合わせや来校への対応、子どもを無事に保護者へ引き継ぐこと、警察との連携、報道への対応など、一度に多くのことをしなければなりません。
- このような中にあっても、遺族とのコンタクトを急いでください。校長や担任もできるだけ早く接触してください。

状況把握と情報管理

- 客観的で正確な事実を把握してください。希望的推測は慎みましょう。
- 警察が死因を特定するまでは、自殺と断定しないでください。「自殺と報道されておりますが、まだ警察から正式な報告を受けておりません」といった言い方になります。
- 憶測に基づく噂話が広がらないように、正確な情報発信をしてください。もちろん、遺族から聞いた情報は了解無しに公表することはできません。また、たとえ事実であっても、故人のマイナス面を軽率に言うべきではありません。
- 自殺防止に配慮した情報提供が必要ですが、学校にとって都合が悪いというだけで出すことをためらっていると信用を失いかねません。自殺防止とプライバシーに配慮しつつも、積極的な情報発信が求められます。

危機対応計画

- 当面しなければならぬことはたくさんありますが、流れに振り回されるだけにならないように、校長は目的や目標を見据えて行動してください。混乱した時には、「子どもを守る」「遺族のサポート」「第二の犠牲者を出さない」ことを考えてください。
- 自殺の影響が学校全体に及ぶと、もしも自殺予備軍の子どもがいた場合に、誘発するリスクが高まりますので、極力休校は避け、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させることを考えてください。一方で、学校が普段どおりに運営されてしまうと、その子どもの死が無かったかのように扱われてしまいます。その子を悼むこととのバランスを慎重にとってください。遺族と接触を続け、理解と協力を得ながら行う必要があります。

遺族への対応

- 死亡の事実を文書で（ただし、自殺の事実は口頭で）保護者に知らせたり、保護者会で説明する場合には、可能な限り遺族に文案を見せて了解をとるようにしてください。
- 遺族が最もダメージを受けており、また、自殺防止という点でも最もリスクの高い状況にあることを再認識してください。

おわりに

一人の子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。未来を担う次世代を守るために、学校と保護者と地域社会が協力して手を差し伸べていきたいものです。「困った時にはちゃんと助けてもらえた」という経験をした子どもたちは、誰かが困っている時には自然に手を差し伸べることでしょう。そんな心豊かな社会でありたいものです。

<山口県精神保健福祉センター所長 河野通英

「子どもの自殺への対応の手引き～専門家チームの支援を受けながら教職員はどう動くべきか～」2007年>
(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kentoukai/houkoku/07050801/002.pdf)